

## 令和2年度

# 就学援助制度（小・中・義務教育学校）について（お知らせ）

まつえしきょういくいんかい  
松江市教育委員会

まつえし けいざいてき りゆう きゅうしょくひ がくようひんひ しはら こんなん ほごしゃ かた  
松江市では、経済的な理由により、給食費や学用品費などの支払いが困難な保護者の方に、  
それらの費用の全部又は一部を援助しています。この援助（就学援助）を希望される保護者の方  
は、次のことをよく読んで申請の手続きをしてください。

なお、生活保護（教育扶助）を受けている保護者の方は、申請手続は必要ありません。

※ 継続して援助を受けようとする場合でも、毎年度申請が必要です。

## 1. 就学援助を受けることができる方

つぎ がいとう かた  
次のいずれかに該当する方

該当する項目	事情を明らかにする書類
1. 生活保護が停止又は廃止になった	不 要
2. 市町村民税が非課税になった	不 要 【平成31年1月2日以降の転入者は前住所地の課税証明書（写し可）】
3. 市町村民税が減免になった	『市民税・県民税税額変更通知書』（写） ※税額変更（理由：減免）にかかるもの
4. 個人事業税が減免になった	『減免通知書』（写）
5. 固定資産税が減免になった	『減免（減額免除）決定通知書』（写）
6. 国民年金保険料が 1/2 以上の減免になった	『国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書』（写）
7. 国民健康保険料が減免になった	『国民健康保険料減免決定通知書』（写）
国民健康保険料の徴収が猶予になった	『徴収猶予決定通知書』（写）
8. 児童扶養手当を受給している	『児童扶養手当証書』（写） 有効期限、受給者氏名、手当月額の記載されている面をコピーしてください。
9. 生活福祉資金の貸付を受けている （貸付を受けた年のみ該当）	『生活福祉資金貸付決定通知書』（写）
10.1～9 に該当しないが収入が少なく 経済的に困難	不 要 【平成31年1月2日以降の転入者は前住所地の課税証明書（写し可）】
前年度又は当年度に休職、退職等した ため収入が著しく減った	事情がわかるもの （『失業保険給付者証』（写）、『離職票』（写）など）
連帯債務による借入金の返済、多額の 医療費支出などの事情で経済的に困難	事情がわかるもの （借入金の返済の状況が分かるもの、医療費の分かるものの写しなど）

（該当する項目がふたつ以上ある場合は、いずれかひとつの項目の書類をつけて提出してください。）

## ちゅうい 【注意】

- ◆ 住宅取得や車購入等財産を形成する債務返済(ローン返済)については考慮できません。
- ◆ 単身赴任等により住民登録が別住所になっている場合や同一住所で世帯分離している場合でも、同じ家に住んでいる場合には、生計同一とみなします。  
同じ敷地内の別棟に居住する場合でも、基本的には同居とみなしますので、生計が別である場合には、それを証明する書類として、それぞれの電気・ガス・水道料金の領収書(写)、建物の賃貸契約書(写)などの書類の提出が必要になります。
- ◆ 未婚で子どもを養育するひとり親の方を対象に、税法上の「寡婦(寡夫)控除等」を離婚・死別のひとり親の方と同様に適用することができます。(適用には申請が必要です。)

## しんせい ほうほう 2. 申請の方法

### ていしゅつしよるい 提出書類 (1)『準要保護児童生徒認定 申請書(兼世帯票・委任状・承諾書・口座振替依頼書)』

『申請書』は学校・教育委員会学校教育課にあります。

※ 令和2年度の申請書は令和元年12月中旬頃からお渡しできます。

(2) 通帳の写し (口座の内容が確認できる部分)

(3) 事情を明らかにする書類 (1ページ目の表のとおり)

ていしゅつばしよ  
提出場所 さいせき がっこう ていしゅつ  
任籍の学校に提出してください。

※ 新小学1年生は就学通知書(12月末に送付予定)に記載された就学指定校に提出してください。

- ☆ 松江市外小・中学校両方に兄弟姉妹がいる方(世帯)は、1枚の申請書に小学生・中学生を一緒に記入し、小学校に提出してください。
- ☆ 国私立学校(島根大学教育学部附属義務教育学校・開星中学校・松徳学院中学校)にご兄弟姉妹がいる場合は、学校ごとに申請書を提出してください。

## ちゅうい 【注意】

- ◆ 松江市外に転出する方(世帯)は申請できません。
- ◆ 転勤等で転出の可能性のある方(世帯)は事前にその旨ご相談ください。

## うけつけきかん 3. 受付期間

ねんどとうしよ しんせい  
年度当初の申請 がっこう してい ひ ていしゅつ  
学校で指定された日までに提出してください。

がっこう していひ かがっこう こと  
※学校の指定日は各学校で異なりますので、それぞれ学校に確認してください。

ねんどちゆう しんせい  
年度途中の申請 かがっこう すいじうけつけ  
各学校で随時受付をしています。

おも えんじょ ないよう  
4. 主な援助の内容

(参考：令和元年度支給額)

援助費目	対象		年間支給額	備考
入学準備金 ※1	小学校	就学予定者	50,600円	3月1日付け認定者のみ該当 新入学学用品費との重複支給なし
	中学校	就学予定者	57,400円	
新入学学用品費 ※1	小学校	1学年	50,600円	4月1日付け認定者のみ該当 入学準備金との重複支給なし
	中学校	1学年	57,400円	
学用品費 通学用品費	小学校	1学年	11,520円	月額： <small>小1</small> 1,040円 <small>小2～6</small> 1,250円 月額： <small>中1</small> 2,040円 <small>中2・3</small> 2,250円 上記月額×11ヵ月(8月除く)で換算し、年 額との差引額は3月分として支給
		2～6学年	13,770円	
	中学校	1学年	22,510円	
		2・3学年	24,760円	
通学費※2	バス・電車利用者		実費 (定期券購入代)	片道通学距離 児童：4km以上 生徒：6km以上
校外活動費	参加者		実費※3 (交通費、見学料)	遠足、宿泊研修等(泊有・泊無活動 各1回分)
学校給食費	全員		現物支給 (国立学校は実費)	
修学旅行費	参加者		実費 ※3	参加者全員が一律に負担する、交通 費・宿泊費・見学料・記念写真代等 [概算額：出発から約1ヶ月後] [精算額：学校での精算完了後] ◆小学校又は中学校を通じてそれぞ れ1回に限る
学校病治療費 ※4	治療完了者 (医療機関に直接振込み)		実費	虫歯、中耳炎、ちくのう、結膜炎な ど指定された疾病の治療費。受診前 に教育委員会学校教育課に医療券の 申請をすること。
体育実技用具費	中学校・購入者		実費	体育の授業で必要な柔道又は剣道の 用具一式(学校指定のもの)の購入費。 ◆在学中に1回のみでの支給
ヘルメット 購入費※2	中学校・購入者		実費	自転車通学の生徒が通学に使用する ヘルメット(学校指定のもの)の購入費。 ◆在学中に1回のみでの支給

(義務教育学校において後期課程の第7学年、第8学年及び第9学年をそれぞれ中学校第1学年、第2学年及び第3学年と読み替えます。)

- ※1 入学準備金及び新入学学用品費は、他市区町村で受給した場合には支給しません。
- ※2 校区外、区域外、国私立学校在籍者は除きます。
- ※3 国私立学校在籍者及び区域外就学者は、市立学校の前年度の支給平均額を上限とします。
- ※4 松江市立学校在籍者のみ支給します。
- ※ 申請時期、認定区分、就学状況等により支給費目、支給額の制限があります。

しゅうがくえんじょひ しはら かくがっこう きょういくいいんかい ていしゅうつ ほうこくしょ もと おこな  
就学援助費の支払いは、各学校から教育委員会に提出された報告書に基づき行いますので、  
ほごしゅ かた きょういくいいんかい ちよくせつてつづ ひつよう  
保護者の方から教育委員会へ直接手続きしていただく必要はありません。

## 5. 審査結果の通知と認定要件の再審査について

**通 知** 認定（又は却下）の通知は、教育委員会から保護者の方に文書を郵送します。

年度当初の認定は5月中旬に、却下の場合は4月末に文書を郵送します。

入学準備金受給対象者のいる世帯の審査結果は3月に文書を郵送します。

**再審査** 6月～10月に認定要件（課税状況、手当の受給状況など）の再審査を行い、

その時点で条件を満たしていない場合には認定取消となります。

### 【注意】

- ◆ 申請後、世帯の構成に異動があった場合（結婚や離婚、転居など）は、新たな世帯構成で再審査が必要ですので、速やかに学校へお知らせください。

## 6. 援助費の支給方法

教育委員会から保護者指定の金融機関口座に直接振り込みます。保護者が校長に援助費の

受取を委任された場合は、学校の口座に振り込みます。

## 7. ご注意ください

就学援助費は、お子様の就学に係る経費として支給するものです。就学援助費を受給し

ているにもかかわらず学校徴収金を納めないなど未納がある場合は、振込先を学校の口座に

変更します。場合によっては援助を打ち切ることもあります。承諾・同意したうえで、申請し  
てください。

また、就学援助費返納金が生じた場合は、速やかに納付してください。未納がある場合には

受給できません。

### ☆問い合わせ先☆

各学校 又は 松江市教育委員会 学校教育課 学事係 [でんわ] [電話]0852-55-5416

松江市役所 第四別館3階 〒690-8540松江市末次町86番地

### その他の関連制度

就学援助制度とは別に、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、**無料又は低額な料金を診療を行う「無料低額診療事業」**があります。

市内では、**総合病院松江生協病院、ふれあい診療所、松江生協歯科クリニック**で実施しています。申込方法や利用方法等詳細については、直接、医療機関にお問い合わせください。